

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車工業会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車部品工業会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本産業車両協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本農業機械工業会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本建設機械工業会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

日本自動車輸入組合理事長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。



国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車機械工具協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

公益社団法人 全国通運連盟会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 全国自家用自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。



国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 鉄骨建設業協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本橋梁建設協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本鉄鋼連盟会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

社団法人 日本建設業団体連合会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 全国レンタカー協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

国自技環第 206 号の 3  
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した  
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

別添

国自技環第 206 号  
令和 5 年 3 月 31 日

各地方運輸局長 殿

自動車局長 (公印省略)

「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について

今般、「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」(昭和 36 年 11 月 25 日  
付け自車第 880 号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。